# 社会教育法施行令 （昭和二十四年政令第二百八十号）

#### 第一条（広報宣伝に要する経費についての協議）

社会教育法（以下「法」という。）第七条第一項の規定により、地方公共団体の長が教育委員会に対し、広報宣伝の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合には、その教育委員会と協議して、これらに要する経費について必要な措置を講じなければならない。

##### ２

前項の規定は、法第七条第二項において準用する同条第一項の規定により、他の行政庁が教育委員会（法第五条第三項に規定する特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、広報宣伝の実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合について準用する。

#### 第一条の二（審議会等で政令で定めるもの）

法第十三条の審議会等で政令で定めるものは、中央教育審議会とする。

#### 第二条（公民館の施設、設備に要する経費の範囲）

法第三十五条第一項に規定する公民館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

###### 一

施設費

###### 二

設備費

#### 第三条（公民館に対する都道府県補助についての報告）

都道府県が法第三十七条に規定する補助をする場合には、文部科学大臣は、同条の規定により、当該都道府県の教育委員会に対して、次に掲げる事項について報告を求めることができる。

###### 一

公民館の設置運営の概況

###### 二

公民館運営費補助額の明細

###### 三

公民館運営費補助に関する都道府県の条例又は補助の方法

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和三四年四月三〇日政令第一五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

##### ２

社会教育法等の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百五十八号）の施行の際、現に社会教育主事の置かれていない町村にあつては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める間、社会教育主事を置かないことができる。

###### 一

人口一万五千以上の町村にあつては、昭和三十七年三月三十一日までの間

###### 二

人口一万以上一万五千未満の町村にあつては、昭和三十八年三月三十一日までの間

###### 三

人口一万未満の町村にあつては、当分の間

# 附　則（昭和五九年六月二八日政令第二二九号）

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（平成二年六月二九日政令第一九五号）

この政令は、平成二年七月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇八号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（令和元年六月七日政令第二三号）

この政令は、公布の日から施行する。